

改正

昭和五一年四月一日規則第三五号
昭和五二年三月三〇日規則第四一号
昭和五四年四月一日規則第五〇号
昭和五六年三月二七日規則第七号
昭和六二年一二月二五日規則第一〇〇号
昭和六三年一二月二六日規則第八二号
平成元年四月一一日規則第三三号
平成元年一〇月一日規則第七一号
平成元年一一月二四日規則第七七号
平成二年四月一日規則第二七号
平成二年七月一日規則第三九号
平成三年四月一二日規則第四一号
平成三年七月三一日規則第七三号
平成四年四月七日規則第三五号
平成五年八月二七日規則第六五号
平成六年七月一九日規則第六四号
平成七年一〇月九日規則第八六号
平成七年一一月二七日規則第一〇七号
平成八年四月二六日規則第四三号の二
平成八年一二月二四日規則第八二号
平成九年四月一日規則第四三号
平成一〇年一〇月一日規則第九七号
平成一四年四月一日規則第七五号
平成一五年一月三一日規則第二号
平成一五年三月四日規則第一六号
平成一五年四月一日規則第八五号
平成一六年四月一日規則第六三号

平成一六年六月二五日規則第七四号
平成一六年一二月一六日規則第九八号
平成一七年二月八日規則第九号
平成一七年二月一五日規則第一一号
平成一七年三月七日規則第一四号
平成一七年三月三一日規則第三六号
平成一七年一二月九日規則第一三五号
平成一八年一二月五日規則第二〇七号
平成二一年四月一日規則第六三号
平成二二年三月三〇日規則第二六号
平成二五年四月一日規則第七五号
平成二六年四月一日規則第四九号
平成二七年九月一八日規則第一〇六号
平成二九年 四月二八日規則第五九号
平成三〇年 三月一六日規則第一一号
平成三一年 三月二八日規則第三二号
令和 二年 三月二四日規則第二三号
令和 三年 三月一九日規則第六四号
令和 三年 四月 一日規則第一六三号

岐阜県都市公園条例施行規則をここに公布する。

岐阜県都市公園条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。）第四条第二項、第五条、第七条、第九条第二項、第九条の二第二項及び第四項、第九条の九第二項、第十条第一項、第十二条の三、第十二条の五並びに第十三条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(広告物の掲出施設)

第二条 条例第四条第一項第五号の知事が定める公園施設は、岐阜メモリアルセンターの公園施設とする。

(申請書の記載事項)

第三条 条例第七条第一項（公園施設の管理の許可を申請する場合を除く。）及び第二項の規則で定める事項は、工事実施の方法及び期間並びに都市公園の復旧方法とする。

（申請書の様式）

第四条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条及び第六条並びに条例第四条及び第九条の九第二項の規定により知事に提出する申請書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第五条第一項前段の規定により公園施設の設置の許可を申請する場合 別記第一号様式
- 二 法第五条第一項前段の規定により公園施設の管理の許可を申請する場合 別記第二号様式
- 三 法第五条第一項後段の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 四 法第六条第二項の規定により都市公園の占用の許可を申請する場合 別記第四号様式
- 五 法第六条第三項本文の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 六 条例第四条第二項の規定により都市公園内制限行為の許可を申請する場合 別記第五号様式
- 七 条例第四条第三項の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 八 条例第九条の九第二項の規定により利用料金の承認を申請する場合 別記第五号様式の二
（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第四条の二 条例第九条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 申請を行う事業に係る収支計画書

2 条例第九条の二第四項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

（許可の特例）

第四条の三 条例第五条第三号の規則で定める場合は、第六条第一項本文の規定により利用承認通知書の交付を受けた場合及び同項ただし書の規定により有料公園施設利用申込書に承認済の印を受けた場合とする。

（有料公園及び有料公園施設利用許可の申請手続）

第五条 条例第九条第二項の規定による有料公園及び有料公園施設（岐阜メモリアルセンターの有

料公園施設を除く。)の利用の許可の申請は、当該利用に係る有料公園又は有料公園施設の利用料金の納入をもって当該申請があつたものとみなす。

2 条例第九条第二項の規定による岐阜メモリアルセンターの有料公園施設の利用の許可の申請は、有料公園施設利用申込書(別記第六号様式)二通を知事(条例第九条の二第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。))。次条第一項及び第六条の二第一項において同じ。)に提出することにより行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める行為が行われたことをもつて、条例第九条第二項の規定による申請があつたものとみなす。

一 庭球場一般コートを個人で利用する場合、水泳場、弓道場及び補助競技場を一般利用する場合並びに本館のトレーニング室を利用する場合 利用料金の納入

二 第一駐車場及び第二駐車場を利用する場合 駐車場への入場

3 前項本文の申請は、利用しようとする日(引き続き二日以上利用する場合は、その最初の日。以下「利用日」という。)の三月前からすることができる。ただし、岐阜メモリアルセンターの施設を国際的、全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、見本市、展示会、集会、プロスポーツ等の興行等で利用する場合は、利用日の一年前から当該申請をすることができる。

第六条 条例第九条第二項の許可をしたときは、知事は、利用承認通知書(別記第六号様式の二)を申請者に交付するものとする。ただし、前条第二項本文の規定により提出された有料公園施設利用申込書の一通に承認済の印(別記第七号様式)を押印することをもつて利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に該当する場合にあつては入園券、入館券又は利用券(花フェスタ記念公園にあつては別記第七号様式の二、心のテーマパーク養老天命反転地にあつては別記第七号様式の三、世界淡水魚園水族館にあつては別記第七号様式の四、条例別表第三二の表に掲げる有料公園施設(心のテーマパーク養老天命反転地及び世界淡水魚園水族館を除く。)にあつては別記第七号様式の五)を、同条第二項第一号に該当する場合にあつては利用料金納入済証(別記第七号様式の六)又は指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により利用料金を納入するときに発行する指定管理者が別に定める領収書を、同項第二号に該当する場合にあつては岐阜メモリアルセンター第一駐車場若しくは第二駐車場に自動車が入場する際に発行する駐車券(別記第七号様式の七)をもつてそれぞれ利用承認通知書に代えるものとする。

3 第一項の利用承認通知書(同項ただし書又は前項の規定により利用承認通知書に代えるものと

されるものを含む。)は、有料公園又は有料公園施設を利用する際提示しなければならない。

(利用許可の変更申請等)

第六条の二 条例第九条第二項の許可を受けた者(第五条第二項本文の申請をした者に限る。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書(別記第七号様式の八)二通を知事に提出することにより申請しなければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による利用の許可の変更に係る申請の場合について準用する。

(附属施設設備等の利用料金)

第七条 条例別表第三二の表の知事が定める額は、別表第一に掲げる附属施設設備等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(有料公園施設を一般利用する場合の利用料金)

第八条 条例別表第三二 備考六の知事が別に定める額は、別表第二に掲げる施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(利用料金の納入)

第九条 利用料金(岐阜メモリアルセンターに係るものに限る。次条及び第十一条において同じ。)

は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり全額納入するものとする。

一 庭球場一般コートを個人で利用する場合 利用の時までに指定管理者の事務室で現金又は指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により納入すること。

二 水泳場、弓道場若しくは補助競技場を一般利用する場合又は本館のトレーニング室を利用する場合 利用の時までに水泳場、弓道場、補助競技場又はトレーニング室の入口又は指定管理者の事務室で現金により納入すること。

三 第一駐車場又は第二駐車場を利用する場合(指定管理者が別に定める駐車場利用券により利用する場合を除く。) 駐車場から自動車が出場する際に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。

四 前三号に掲げる場合以外の場合 条例第九条第二項の許可を受けた日から二十日以内(当該許可を受けた日から二十日以内に利用日が到来する場合にあつては、当該利用日まで)に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。

2 前項第四号に掲げる場合において、利用料金延納申請書(別記第八号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、同号に規定する期限後に納入することができる。

3 第一項第三号の納入があったときは、利用料金納入済証(別記第八号様式の二)を納入者に交

付するものとする。

(利用料金後納の取扱い)

第十条 指定管理者（岐阜メモリアルセンターの管理を行う者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、前条に規定するもののほか、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を利用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第八号様式の三）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他利用者の責めに帰すことができない理由により岐阜メモリアルセンターを利用することができなくなったとき 全額

二 利用日の七日前までに利用料金返還申請書（別記第九号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 利用日の六日前から二日前までに利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が特に認める場合を除き、条例第九条第二項の規定による利用の許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第九号様式の二）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第九号様式の二）により申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第十二条 条例第十条に規定する使用料は、岐阜県証紙により、許可の際に納入するものとする。

ただし、許可の期間が一年を超える場合にあつては、許可の日の属する年度分の使用料は許可の際に、次年度分以降の使用料は各年度分を当該年度の四月二十日までに納入するものとする。

(使用料の返還又は免除)

第十三条 条例第十条第三項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、返還の理由が生じた日から起算して十五日以内に、使用料返還申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第四項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、許可の申請をする際に、使用料免除申請書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十四条 条例第十二条の三第一項第一号及び同条第二項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所とする。

2 条例第十二条の三第二項の規則で定める保管工作物等一覧簿は、別記第十二号様式によるものとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十五条 条例第十二条の五の規則で定める方法は、競争入札の方法とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約の方法とする。

(準用)

第十六条 第七条から第十一条までの規定は、条例第九条の三第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第九条の九第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときについて準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第四条から第八条までの規定中有料公園施設にかかる部分を除き、昭和三十七年十二月一日から適用する。

2 次の規則は、廃止する。

一 県営公園の設置及び管理に関する規則（昭和二十九年九月岐阜県規則第四十四号）

二 岐阜県総合運動場使用料徴収条例施行規則（昭和三十四年十月岐阜県規則第三百三十一号）

三 岐阜県総合運動場管理規則（昭和三十四年十二月岐阜県規則第五百五十六号）

附 則（昭和五十一年四月一日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三十日規則第四十一号）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月一日規則第五十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県都市公園条例施行規則第五条の規定により交付されている有料公園施設利用許可書で、この規則の施行の日以後の有料公園施設の利用に係るものは、改正後の岐阜県都市公園条例施行規則第五条の規定により交付する許可済書とみなす。

附 則（昭和五十六年三月二十七日規則第七号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十五日規則第百号）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月二十六日規則第八十二号）

この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月十一日規則第三十三号）

この規則は、岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成元年岐阜県条例第八号）の施行の日〔平成三年十月一日〕から施行する。

附 則（平成元年十月一日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二年四月一日規則第二十七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（平成元年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二年七月一日規則第三十九号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（平成元年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成三年四月十二日規則第四十一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三年四月十四日から施行する。

（岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）

第二条 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（平成元年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成三年七月三十一日規則第七十三号）

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月七日規則第三十五号）

この規則は、平成四年四月三十日から施行する。

附 則（平成五年八月二十七日規則第六十五号）

この規則は、平成五年九月一日から施行する。

附 則（平成六年七月十九日規則第六十四号）

この規則は、平成六年七月二十日から施行する。

附 則（平成七年十月九日規則第八十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十一月二十七日規則第百七号）

この規則は、平成七年十二月一日から施行する。

附 則（平成八年四月二十六日規則第四十三号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十四日規則第八十二号）

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年四月一日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年十月一日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第七十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県都市公園条例施行規則第十条の二の規定及び別記第八号様式の二は、平成十四年七月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第二号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十五年三月四日規則第十六号）

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第八十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年六月二十五日規則第七十四号）

この規則は、平成十六年七月十四日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日規則第九十八号）

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成十七年二月八日規則第九号）

改正

平成一七年三月三十一日規則第三六号

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月十五日規則第十一号）

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月九日規則第百三十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月五日規則第二百七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日規則第二十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県都市公園条例施行規則別表第二一 2 の表の規定は、平成二十二年九月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年四月一日規則第七十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県都市公園条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十六年四月一日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十八日規則第百六号）

この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

附 則（平成二十九年四月二十八日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月十六日規則第十一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十八日規則第三十二号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日規則第二十三号）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第八号様式の三により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第八号様式の三の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和三年三月一九日規則第六四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日規則第一六三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第七条関係）

一 養老公園

1 パークゴルフ場

区分		単位	金額（円）
ゴルフ用具	クラブセット	一式	三四〇
	シューズ	一足	二二〇
	カート	一台	一一〇
	傘	一本	一一〇
コインロッカー		一回	一〇〇

2 心のテーマパーク 養老天命反転地

区分	単位	金額 (円)
コインロッカー	一回	一〇〇

二 岐阜メモリアルセンター

1 附属施設

区分		金額 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
陸上競技場	会議室	八、四七〇	一一、〇〇〇	一〇、一二〇	二九、五九〇
野球場	会議室	三、五二〇	四、六二〇	四、一八〇	一二、三二〇
本館	第一会議室	六、二七〇	八、一四〇	七、四八〇	二一、八九〇

注

- 一 午前とは午前九時から午後一時までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後五時から午後九時までを、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、それぞれこの表に定める午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者の定める利用料金の額とする。
- 三 陸上競技場若しくは野球場の会議室又は本館の第一会議室を二室に区分してその一方のみを利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に〇・五を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。)
- 四 陸上競技場及び野球場の会議室の利用料金の額は、各施設の会議室のみを利用する場合に適用する。

2 附属設備等

区分		単位	金額 (円)	
体育器具	電光表示盤	第一体育館	一台	九、九〇〇
		陸上競技場	一時間	三、三〇〇
		野球場	一時間	三、七四〇
		水泳場	一時間	一、七六〇
移動式バスケットゴール		一式	二、七六〇	

	レスリング用具		一式	二、二〇〇	
	新体操用床マット		一式	二、二〇〇	
	体操	男子全種目	一式	一三、二〇〇	
		女子全種目	一式	八、八〇〇	
	陸上競技用具	全種目	一式	二二、〇〇〇	
		短・長・リレー競技	一式	二、五四〇	
		ハードル競技	一式	二、五四〇	
		走高跳競技	一式	二、五四〇	
		棒高跳競技	一式	二、五四〇	
		走幅・三段跳競技	一式	二、五四〇	
		ハンマー投競技	一式	二、五四〇	
		やり投競技	一式	二、五四〇	
		円盤投競技	一式	二、五四〇	
		砲丸投競技	一式	二、五四〇	
音響設備		第一体育館音響調整設備		一式	一六、五〇〇
	第二体育館放送設備		一式	三、三〇〇	
	武道館	剣道場放送設備	一式	二、四二〇	
		柔道場放送設備	一式	二、四二〇	
	陸上競技場	一階放送設備	一式	五、五〇〇	
		四階放送設備	一式	五、五〇〇	
	野球場放送設備		一式	五、五〇〇	
映像設備	第一体育館		一時間	一、〇二〇	
照明設備	アリーナ照明	第一体育館	半灯	一時間	一、八四〇
			全灯	一時間	三、六八〇
	第二体育館	半灯	一時間	五九〇	
		全灯	一時間	一、一八〇	
	武道館	剣道場半灯	一時間	一、一〇〇	
		柔道場半灯	一時間	一、一〇〇	
ステージ照明		六〇キロワット未	一式	二二、〇〇〇	

			満			
			六〇キロワット以上	一式	五五、〇〇〇	
夜間照明	陸上競技場		四分の一灯	一時間	三、九七〇	
			二分の一灯	一時間	九、九一〇	
			全灯	一時間	一七、一一〇	
	野球場		三分の一灯	一時間	一三、二〇〇	
			三分の二灯	一時間	二六、四〇〇	
			全灯	一時間	三九、六〇〇	
	水泳場		二分の一灯	一時間	一、三二〇	
			全灯	一時間	二、六四〇	
	庭球場	センターコート		二分の一灯	一時間	一、八七〇
				全灯	一時間	三、七四〇
		一般コート		二分の一灯	一時間	三四〇
				全灯	一時間	六六〇
	補助競技場		二分の一灯	一時間	二、三六〇	
			全灯	一時間	四、七一〇	
	ピンスポット			一台	三、三〇〇	
持込電気器具			基本料	一キロワット	二二〇	
			加算料	一キロワット一時間	五〇	
冷暖房設備	第一体育館			一時間	一六、九四〇	
	第二体育館			一時間	一一、七七〇	
	武道館	剣道場		一時間	五、六一〇	
		柔道場		一時間	五、六一〇	
	体育室			一時間	三、七四〇	
舞台設備	組立舞台ユニット			一式	九二、四〇〇	
	金びょうぶ			一双	五、五〇〇	

	演台（花台を含む。）	一台	二、二〇〇
	司会者用演台	一台	一、一〇〇
	バトン	一本	一、一〇〇
映写設備		一式	一、一〇〇
その他	椅子	一脚	二〇
	長机	一脚	五〇
	フォークリフト	一台	一一、〇〇〇
	壁面収納可動席	一式	五五、〇〇〇

三 岐阜県百年公園

サイクリングロード

区分	単位	金額（円）
自転車	二時間	一一〇

四 花フェスタ記念公園

茶室

区分	単位	金額（円）
茶会用具	一式	一、〇五〇
冷暖房設備	広間	一時間 二一〇
	小間	一時間 一〇〇

別表第二（第八条関係）

区分	金額（円）	
水泳場	五〇メートルプール及び二 五メートルプール（冷水期 間）	十八歳以上の者の利用 一人一回 三四〇 十八歳未満の者の利用 一人一回 一六〇
	五〇メートルプール及び二 五メートルプール（温水期 間）	十八歳以上の者の利用 一人一回 六六〇
		十八歳未満の者の利用 一人一回 三四〇
	弓道場	十八歳以上の者の利用 一人一回 三四〇
十八歳未満の者の利用 一人一回 一六〇		
補助競技場	十八歳以上の者の利用 一人一回 一一〇	

十八歳未満の者の利用 一人一回 五〇